## 1 用語解説

	用語	解説	該当頁
あ	愛知県医療機能情報公表システム	愛知県医療機能情報公表システム(あいち医療情報ネット)は、愛知県の病院・診療所・歯科診療所・薬局・助産所などの医療機能情報を検索できる総合情報サイト。自宅又は最寄り駅に近い医療機関や薬局、所在地、診療科目などの情報の検索や、在宅医療への対応、予防接種の実施の有無などが確認できる。	P. 27
	愛知県がん対策推進計画	がん対策基本法に基づき、本県におけるがん医療の総合的かつ計画 的な推進を図るため、平成 20 年 3 月に策定された計画。「愛知県が ん対策推進条例(平成 24 年 10 月施行)の内容等を踏まえ、平成 25 年 3 月に改訂。	P. 11
	愛知県後発医薬品適正使用協議会	本県における後発医薬品の適正使用及び理解向上のための施策検討 を行うために、関係機関、消費者団体、有識者等で構成する組織。	P. 28
	愛知県歯科口腔保健基本計画	平成23年8月10日に公布・施行された「歯科口腔保健法」及び国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を受け、本県における歯科保健推進のための基本的事項を定めたもの。	P. 11
	愛知県地域保健医療計画	昭和60年の医療法改正により、都道府県において策定することが定められた計画で、本県では昭和62年8月に策定し、以降原則5年ごとに見直しを行ってきた。主な内容は、医療圏の設定、基準病床数、医療提供体制の整備等。	P. 2
	愛知県保険者協議会	県内の各医療保険者の代表者を構成員とし、保険者による保健事業の共同実施主体として、医療費の分析・評価、被保険者教育・指導等の保健事業等を行う団体のこと。	P. 27 P. 31
()	医療審議会	医療法に基づき、昭和 61 年 8 月 12 日に設置されたもので、医療法の規定により、その権限に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、本県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議することを目的とする。	P. 27 P. 31
	医療制度改革(大綱)	医療制度の構造改革を推進するに当たり、平成 17 年 12 月 1 日に、 政府・与党医療制度改革協議会により取りまとめられたもの。	P. 1
	医療保険者	医療保険各法の規定により、医療に関する給付を行う政府・組合管 掌健康保険、船員保険、国家公務員共済組合等、国民健康保険組合、 市町村(特別区を含む。)、後期高齢者医療広域連合をいう。	P. 14 他
	医療療養病床	医療法に規定された主として長期にわたり療養を必要とする患者を 入院させるための病床で、医療保険適用となる病床。	P. 20
	一般病床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。	P. 18 他
う	う蝕	いわゆる「むし歯」のこと。歯の硬組織の表面が細菌の酸産生によ りおこる実質欠損。	P. 8 P. 10
か	回復期リハビリテーション病棟	脳血管疾患又は大腿骨頚部骨折等の患者に対して、ADL(日常生活動作)能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションプログラムを医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等が共同して作成し、これに基づくリハビリテーションを行うための病棟のこと。	P. 20
	介護保険制度	要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに 看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これら の者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営 むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに 係る給付を行うための、国民の共同連帯の理念に基づく制度。	P. 3
	介護療養病床	医療法に規定された主として長期にわたり療養を必要とする患者を 入院させるための病床で、介護保険適用となる病床。	P. 18 他

₹	虚血性心疾患	動脈硬化などが原因で、心臓が働くのに必要な血液を供給する血管 (冠動脈)が狭くなったり、詰まったりすると、心臓の筋肉(心筋) に酸素や栄養が行き渡らず、ポンプとしての機能が低下する。この ために、胸痛や胸部圧迫感、呼吸困難などの症状を示す病気。冠動 脈の血流障害(虚血)が一時的で回復が可能な狭心症と心筋の細胞 が傷害され、回復が不可能な状態に至る心筋梗塞がある。	P. 8 他
け	圏域保健医療福祉推進会議	本県地域保健医療計画に定める2次医療圏又はあいち健康福祉ビジョンに定める福祉圏域で実施する保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的としたもの。	P. 27
	健康長寿あいちポータルサイト	県民の方々の健康づくりを支援する生活習慣病対策を始め、がん対策や高齢者医療の充実、活力ある地域社会の実現及び健康長寿産業の育成など、それぞれの事業の概要や県民の方々にお知らせしたい情報を、分かりやすく分野別に閲覧できるようにしたサイト。	P. 26
	健康日本 21 あいち新計画	すべての県民が「生涯を通じて、健康でいきいきと過ごす」ことができるよう、行政や関係機関、関係団体等が連携を図り、県民の健康づくりを総合的に推進するため、健康増進法第8条に基づき、平成25年3月に策定された計画。	P. 2 P. 26
-	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の運営主体として、都道府県単位で全市町村が 加入する特別地方公共団体のこと。	P. 28
	後期高齢者医療費(老人医療費)	後期高齢者医療費は、後期高齢者医療制度(平成20年4月創設)の 被保険者にかかる医療費のことで、老人医療費は、老人医療(平成 20年3月まで)の受給対象者(平成14年10月以降、老人医療受給 対象者の年齢は70歳から75歳へ5年間で段階的に引上げられてい る。)にかかる医療費のこと。	P. 5 他
	後発医薬品	後発医薬品とは、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつもので、医療機関や薬局で医師の処方せんに基づいて調剤してもらう医薬品のこと。	P. 21 他
	後発医薬品希望カード	医師や薬剤師に、後発医薬品を希望することを直接相談しにくい場合に提示して希望を伝えることができるよう、保険者や関係団体等が、後発医薬品の普及啓発の一つとして作成しているカードのこと。	P. 28
	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	P. 1 P. 4
	高齢者・後期高齢者	高齢者とは、65歳以上の方のこと。また、後期高齢者とは、75歳以上の方のこと。	P. 1 他
	国民医療費	当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもの。この費用には、医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれる。なお、保険診療の対象とならない評価療養(先進医療等)、選定療養(入院時室料差額分、歯科差額分等)及び不妊治療における生殖補助医療などに要した費用は含まない。また、傷病の治療費に限っているため、正常な妊娠・分娩に要する費用、健康診断・予防接種等に要する費用、義眼や義肢等の費用も含まない。	P. 3 他
	国民皆保険	全ての国民が何らかの公的な医療保険制度に加入している状態。国民は健康保険(政府管掌・組合管掌等)・各種共済組合・船員保険・国民健康保険・後期高齢者医療広域連合のいずれかに加入することとなっている。	P. 1

	国民所得	国民所得 (NI: national income) とは、国民全体が得る所得の総額のこと。	P. 3
ż	在宅医療	できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう、在 宅で行う医療のこと。	P. 20 P. 27
	差額通知	処方された先発医薬品を後発医薬品に変更した場合、薬の自己負担 額がどのくらい軽減できるかを試算し、被保険者へ通知するもの。	P. 28
U	脂質異常症	血液中のLDL (悪玉) コレステロールや中性脂肪などの脂質 (血清脂質) が基準より多い、またはHDL (善玉) コレステロールが基準より少ない状態。従来の「高脂血症」が名称変更されたもの。	P. 12
	社会保障と税の一体改革	社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものであり、一体改革の全体像や実施時期などを示した「社会保障・税一体改革大綱」 (平成24年2月閣議決定)に沿って進められている。	P. 29
	受療率	調査日に医療施設で受療した推計患者数を人口で除して人口 10 万対であらわした数。	P. 8 他
	新生物	腫瘍(しゅよう)とも呼ばれ、細胞が異常に増殖したもの。転移をしない良性のものと悪性のもの(悪性新生物、がん)がある。	P. 8 他
<u> </u>	診療報酬	診療報酬は、保険診療の際に医療行為等の対価として計算される報酬を指す。診療報酬点数表に基づいて計算され、点数で表現される。	P. 3
Ą	生活の質(QOL)	QOL(Quality of Life)は、「生活の質」と訳され、人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念を示す。	P. 11 P. 18
<u></u>	精神病床	精神疾患を有する方を入院させるための病床。	P. 18 他
た	第 5 期高齢者健康福祉計画	県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための総合的・具体的指針として、介護保険法・老人福祉法に基づき、平成24年3月に策定された計画。	P. 2
ち	地域·職域連携推進協議会	地域保健と職域保健の広域的な連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制の整備・構築について検討を行う協議会。	P. 27 P. 31
	地域介護·福祉空間整備交付金	国民が住み慣れた地域に暮らし続けることができるようにするため、各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤を整備することを支援する交付金。地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するためのもの。	P. 28
	地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスのことで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスの計8種類のサービスがある。	P. 28
	地域連携クリティカルパス	急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いる診療計画表。	P. 27
τ	DPC	DPC 制度 (Diagnosis Procedure Combination / Per-Diem Payment System)。「急性期入院医療の診断群分類に基づく 1 日当たりの包括評価制度」のこと。	P. 14
	定期巡回·随時対応型訪問介護看 護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・ 夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間 の定期巡回型訪問と随時の対応を行う介護サービスの一種。	P. 28

P. 1 他 P. 26 P. 1 他
P. 1
P. 25
P. 12
P. 27
P. 22 P. 28
P. 28
P. 16 P. 25
P. 30
P. 18 他
P. 14 P. 22